

木更津市告示第 1 1 1 号

環境基本法第 1 6 条第 2 項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定等

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

木更津市長 水 越 勇 雄

指定地域

地域類型	指定地域
A	平成 2 4 年木更津市告示第 1 0 3 号に定める第一種区域とする。
B	平成 2 4 年木更津市告示第 1 0 3 号に定める第二種区域（第一特別地域及び工業専用地域を除く。）とする。
C	平成 2 4 年木更津市告示第 1 0 3 号に定める第三種区域（工業専用地域を除く。）、第四種区域（工業専用地域を除く。）及び第一特別地域、とする。